

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 大切に保管を

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日以降に今年始めて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

11月は「ねんきん月間」

岐阜南年金事務所では、「出張年金相談所」を開設しますので、ぜひこの機会に年金記録の確認などご相談ください。

【日 時】11月9日(水) 午前10時～午後4時

【場 所】役場 第1会議室

【内 容】年金記録の確認、年金受給に関する相談や国民年金保険料納付相談

【持 ち 物】年金手帳など基礎年金番号のわかるもの(年金手帳がない場合は、身分証明できるもの)

※本人が来庁できない場合は委任状が必要です。



火災の原因と予防

今年も火災予防の意識の向上と火災の発生を防止することを目的に、秋の火災予防運動が実施されます。

火災を予防するためにはその原因と、対策を知ることが大切です。

『たばこ』

原因 寝たばこをして、火種が布団に落ちた。

対策 まず寝たばこはしないことです。火種が布団に落ちた時は布団全体をお風呂の中などに浸して消火します。(綿の中に火が入るとなかなか消えません。)



『ストーブ』

原因 周囲の洗濯物やカーテン、家具などに火がついた。

ヘアスプレーなどストーブの近くに置いていたら破裂した。

対策 家具などの場合は輻射熱(遠赤外線による熱線により直接伝わる熱)で燃えることがあります。

ストーブの周囲には燃えやすい物やスプレー缶を置かないようにすることや、ストーブの上で洗濯物を絶対に干さないようにしましょう。

『コンロ』

原因 揚げ物をしていてコンロから離れたら油に火がついた。

調理中の物の水分がなくなり中身が焦げて燃え出した。

対策 調理中に台所を離れる場合は、必ず火を消す習慣を身に付けましょう。

火を取り扱う時は「少しくらいならいいだろう」という気持ちは捨て、細心の注意を払い火災の予防に努めましょう。